

ま え が き

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生

平成29年3月31日、学校教育法施行規則の一部が改正され、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領並びに特別支援学校幼稚部・小学部・中学部学習指導要領が改訂され、幼稚園及び幼稚部は平成30年4月1日から、小学校及び小学部は令和2年4月1日から、中学校及び中学部は令和3年4月1日から施行する旨の告示がなされました。

また、平成31年2月4日、学校教育施行規則の一部が改正され、特別支援学校高等部学習指導要項が改訂され、高等部については令和4年4月1日から施行し、同日以後高等部に入学した生徒に係る教育課程から適用する旨の告示がなされました。

これに伴い、埼玉県教育委員会は、平成29年・30年に、学識経験者や保護者、市町村教育委員会関係者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の園長、校長、教諭からなる埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会、埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本県独自に作成してきた埼玉県教育課程編成要領を改訂すべく、その基本方針や基本的な事項等について御検討いただきました。そして、平成29年7月に、埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂についての検討結果、平成30年6月に、埼玉県の高等学校及び特別支援学校における教育課程編成要領改訂についての検討結果について、報告をいただきました。

これを受け、県教育委員会は、市町村教育委員会関係者や小・中学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭等を主たる構成員とする埼玉県特別支援教育教育課程編成要領改訂協力委員会議を開催し、検討委員会の報告を踏まえ、教育課程の編成において細部にわたる事項の研究を重ね、ここに、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領を改訂いたしました。本教育課程編成要領は、各小・中学校、特別支援学校において教育課程を編成する際のよりどころを示すとともに、指導計画等を作成するための資料となるものです。

21世紀の社会は知識基盤社会であり、加えて、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきております。また、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。

このような社会において、児童生徒たち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程をとおして、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。

こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものと異なる新しい力ということではありません。学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成を改めて捉え直し、学校と家庭、地域社会が認識を共有し、相互に連携して、児童生徒たち一人一人に「生きる力」を確実に育てていくことが大切です。また、児童生徒の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、児童生徒たち一人一人の可能性を伸ばすことが重要です。

県内の小・中学校及び特別支援学校が、未来に生きる児童生徒たちの「生きる力」を育むために、教育要領や学習指導要領並びに本特別支援教育教育課程編成要領により、適切に教育課程を編成され、創意工夫を生かした特色ある教育を推進していただくことを願っております。

結びに、検討委員会並びに改訂協力委員会議の皆様にご心から感謝の意を表します。